三重県精神保健福祉士協会

（公益社団法人日本精神保健福祉士協会 三重県支部）

**災 害 対 策 計 画**

2024（令和6）年10月　改訂

**はじめに**

１　三重県精神保健福祉士協会（以下、「県協会」という。）が制定した災害対策計画

（以下、「災害対策計画」という。）は、災害時に備えた組織体制や平常時の活動、

災害時の活動等について示すものである。

２　災害対策計画は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下、「日本協会」と

いう。）の「災害支援ガイドライン」を基に作成している。

３　災害対策計画は、三重県における災害時活動の参考指針であり、被災の規模や状況

に応じた柔軟な対応を妨げるものではない。

４　県協会会員は、それぞれの役割に応じ、将来起こりうる災害に的確な行動ができる

よう、平常時からの心構えと意識を高め合うよう努めるものとする。

**１　目　的**

　　地震等の大規模災害が発生した場合に備えた県協会の組織体制や日本協会との

連携体制、平常時に取り組むべき活動や備えを「災害対策計画」として示すことで、

災害対策本部・災害対策委員会・各会員が支援活動を円滑に実施できるようにする

ことを目的とする。

**２　組織体制**

**（１）災害対策本部**　　※ 災害時に設置

　　① 構　成

　　　　県協会会長と副会長（計４名）で構成する。県協会会長が災害対策本部長と

なり、副会長が補佐する。

　　② 事務局

　　　　原則、県協会の事務局が兼ねるものとする。

**（２）災害対策委員会**　　※ 平常時から設置

　　① 構　成

　　　　災害対策委員長と地区ブロック（桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪伊勢・伊賀

・熊野）から選出された災害対策委員で構成する。災害対策委員長は地区ブロッ

クの災害対策委員を兼務できるものとする。また、必要に応じて会員のオブザー

バー参加を認める。

　　② 日本協会との関係

　　　　日本協会の災害対策委員設置要綱に基づき設置する「災害対策委員」は、災害

対策委員長とする。

推　薦

　　　　　　　会長（支部長）　　　　　　　　　　　　　日本協会

　　　県協会

日本協会災害対策委員に登録

　　　　　　　災害対策委員長

委　嘱

**（３）組　織**

　　　「別紙１　組織図」のとおりとする。

**３　活動の概要**

**平常時の活動**

（１）災害への備え

① 災害対策委員の配置

　　　＊ 災害対策委員長、災害対策委員等を配置する（別紙１　組織図）

　　　＊ 災害対策委員長を「日本協会災害対策委員」に登録する。

② 災害対策委員会の開催

③ 災害対策計画の策定・見直し・改訂（様式の改訂を含む）

（２）情報管理・関係づくり

① 県協会会員向け研修会の企画・開催

　　　＊ 防災意識を高めるための災害対策研修会・講演会等を企画・開催する。

② 県協会会員に関する情報（会員名簿等）の共有

③ 三重県及び市町の精神保健福祉情報の収集・整理

④ 三重県及び市町など行政・地域関係機関・団体との連携・情報交換

⑤ 三重県及び市町の防災計画の把握

**災害時の活動**※別紙２　フローチャート参照

（１）災害対策本部の設置

　　① 情報の収集

　　＊ 災害対策委員は、速やかに各ブロックの情報収集に努め、災害対策委員長、

　　　　県協会会長に報告する。

　　② 災害対策委員会の開催協議

　　　＊ 災害対策委員長は、災害対策委員会の開催要否について県協会会長と協議

する。必要と判断した場合には、災害対策委員を招集し、臨時災害対策委員会

を開催する。

　　③ 災害対策本部設置に関する決定

　　　＊ 県協会会長は、県協会三役（会長・副会長・事務局をいう。以下略。）と協議

し、災害対策本部設置の要否を決定する。

　　　＊ 必要と判断した場合には、災害対策本部を設置し、日本協会へ報告する。

　　　＊ 災害対策本部は原則、県協会事務局に設置する。

（２）支援活動実施のための被災状況に関する情報収集

　　① 被災状況に関する情報収集

　　　＊ 災害対策委員会は、被災状況の把握を目的とする情報収集活動を行う。

　　　　情報収集方法は目視を中心とし、報告は口頭・被害写真の提出等とする。

　　　　収集した情報は災害対策本部へ報告する。

　　＊ 災害対策本部は、行政の障害福祉担当部署や県協会会員等の協力を得て、

　　　　精神障害者等に関する被災状況を確認する。災害対策委員会から報告された

情報と合わせ、必要に応じて県協会会員に情報を提供する。

　　② 県協会会員の安否確認

　　　＊ 被災状況の把握と合わせて、県協会会員の安否を確認する。

（３）行政への協力の申し出、関係機関・職能団体との連携

　　① 行政への協力の申し出

　　　＊ 災害対策本部は、収集した情報を県障がい福祉課に報告し、県協会として

　　　　協力できる旨の申し出（意思表示）を行う。

　　② 関係機関・職能団体との連携

　　　＊ 関係機関及び他職能団体等との連携が必要であると判断される場合、連携に

　　　　努め活動を行う。

（４）日本協会災害対策本部への情報提供・会員派遣要請及び受入時の調整

　　① 日本協会災害対策本部への情報提供・会員派遣要請

　　　＊ 災害対策委員長は、日本協会災害対策委員メーリングにより被災状況等の

情報提供を行う。

　　　＊ 外部からの支援が必要と判断した場合、日本協会に会員派遣要請を行う。

　　② 会員受入時の調整

　　　＊ 災害対策委員長は、派遣された会員の受け入れ時の調整を行う。

（５）復興状況に関する情報収集と災害対策本部の解散

　　① 復興状況に関する情報収集

　　　＊ 災害対策委員会は、定期的に復興状況に関する情報収集を行う。

　　② 災害対策本部の解散

　　　＊ 災害対策本部は、復興状況から活動の継続について検討する。災害対策本部

の解散を決定した場合、日本協会に報告する。

（６）報告

　　① 日本協会への報告

　　　＊ 県協会及び災害対策委員会は、災害終息後に「被災状況、復興の経過、災害

対策本部の取り組み等」を取りまとめ、日本協会に報告する。

**別紙１　組織図**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024（令和6）年10月現在

　災害対策本部（災害時に設置）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 所　属 | 連絡先 | 備　考 |
| 災害対策本部長（県協会会長） | 寺田　浩和 | 伊賀市社会福祉協議会 | TEL 0595-21-9970FAX 0595-26-0002 | R6.4～ |
| 補佐（県協会副会長） | 山本　綾子 | 松阪保健所 | TEL 0598-50-0532FAX 0598-50-0621 | H30.6～ |
| 田中　雅也 | 合同会社Co-Lab | TEL070-9321-6099FAX 059-364-9543 | R6.4～ |
| 後藤　敦子 | 総合心療センターひなが | TEL 059-345-2356FAX 059-346-4643 | R6.4～ |
| ※事務局（県協会事務局） | 森本　泰成 | 南勢病院 | TEL 0598-29-1721FAX 0598-29-0096 | R6.4～ |

　災害対策委員会（平常時から設置）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 所　属 | 連絡先 | 備　考 |
| 災害対策委員長 | 辻　　謙二 | 東員病院 | TEL 0594-76-2345FAX 0594-76-8502 | H27.8～ |
| 災害対策委員・地区ブロック | 桑名 | 東　日出男 | 北勢病院 | TEL 0594-72-2611FAX 0594-72-2617 | H29.4～ |
| 四日市 | 山田 あかね | 四季の里 川島荘 | TEL 059-323-1115FAX 059-323-1116 | R2.4～ |
| 鈴鹿 | 矢野　祐嗣 | 鈴鹿厚生病院 | TEL 059-382-1401FAX 059-382-1402 | R6.4～ |
| 津 | 馬野　隆司 | 県立こころの医療センター | TEL 059-235-2125FAX 059-235-2135 | R3.4～ |
| 津（伊賀） | － | － | － | － |
| 南部（松阪） | 高柳　智司 | 多気町社会福祉協議会 | TEL 0598-38-8090FAX 0598-38-3910 | H29.4～ |
| 南部（志摩） | 岡　　昌史 | 志摩市障害者相談支援ｾﾝﾀｰ こだま | TEL 0599-44-3880FAX 0599-44-3885 | H26.12～ |
| 南部（熊野） | 西村　沙知 | 熊野病院 | TEL 0597-89-2711FAX 0597-89-4727 | H27.2～ |
| ※ オブザーバー | 三上　政和 | － | － | H27.4～ |

**別紙２　災害時活動フローチャート**

災害発生

災害発生　～　３日目

 情報の収集 　災害対策委員は速やかに各ブロックの情報収集に努める

　　　　　　　　⇒　災害対策委員長、県協会会長に報告

 災害対策委員会の開催協議 　災害対策委員長と県協会会長は災害対策委員会の開催

要否を協議　⇒　臨時災害対策委員会を開催

 災害対策本部設置に関する決定 　県協会会長は県協会三役と災害対策本部の設置の

要否を協議　⇒　災害対策本部を設置し、日本協会へ報告

 災害対策本部設置 　被災状況に関する情報収集、県協会会員の安否確認

● 災害対策委員会　⇒　被災状況の把握を目的とする情報収集活動

● 災害対策本部　　⇒　行政・県協会会員等の協力を得て精神障害者等に関する

　　　　　　　　　　　　被災状況を確認。災害対策委員からの情報を合わせ必要に

　　　　　　　　　　　　応じて県協会会員に情報を提供

４日目～

 行政への協力の申し出、関係機関・職能団体との連携

● 行政への協力の申し出　⇒　災害対策本部は収集した情報を県障がい福祉課に

報告。協力できる旨の申し出（意思表示）を行う

● 関係機関・職能団体との連携　⇒　必要に応じて連携に努め活動する

 日本協会災害対策本部への情報提供・会員派遣要請及び受入時の調整

● 情報提供　⇒　災害対策委員長は日本協会災害対策委員メーリングにより被災

状況等の情報を提供

　　● 会員派遣要請　⇒　外部からの支援が必要と判断した場合、派遣要請を行う

● 会員受入時の調整　⇒　災害対策委員長は派遣された会員の受入時の調整を行う

 復興状況の情報収集 　災害対策委員会は定期的に復興状況の情報収集を行う

活動終了・報告

 災害対策本部の解散 　復興状況から活動継続の要否を検討する。解散を決定した場合、

　　　　　　　日本協会に報告

 日本協会への報告 　県協会・災害対策委員会は、災害終息後に「被災状況、復興の経過、

　　　　　　　災害対策本部の取り組み等」を取りまとめ、日本協会に報告